

社有車を10台以上ご使用の事業主のみなさまへ

選択型

フリート契約 のご案内



西日本自動車共済

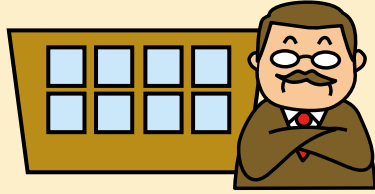
フリート契約

フリート契約とは、1契約者が所有・使用するお車が10台以上ある場合の自動車共済契約をいいます。

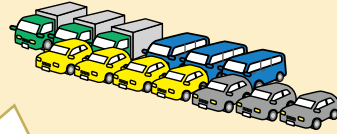
フリート契約者とは

フリート契約者とは、総契約台数*が10台以上あるご契約者をいいます。

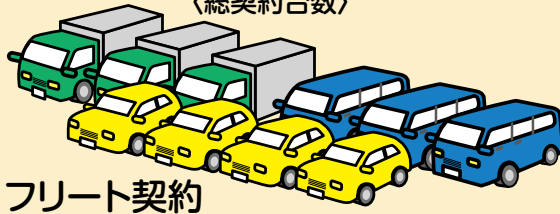
❗ ※ 共済期間が1年の共済契約または次回掛金率審査日を満期日とする短期契約を締結した「所有・使用するお車」の合計台数です。



所有・使用するお車の総台数 **13台**

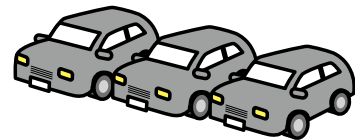


西日本自動車共済でご契約 **10台**
〈総契約台数〉



フリート契約

他社でご契約 **3台**



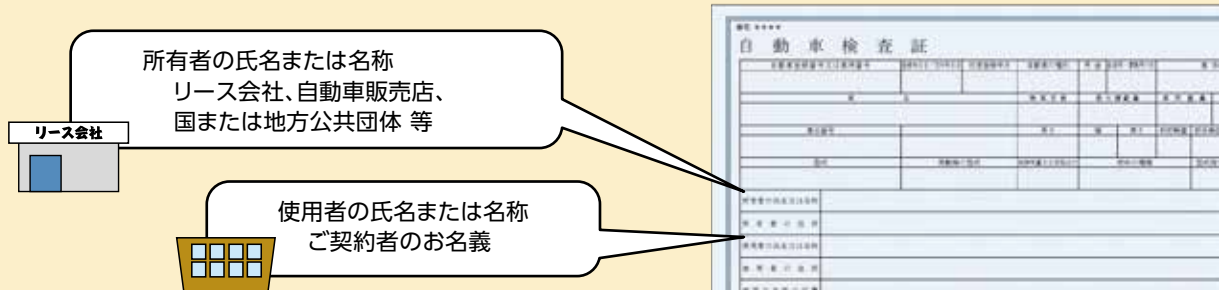
※ 西日本自動車共済以外の共済組合または保険会社と契約されている自動車の台数は含みません。
ご契約台数が9台以下の場合、「ノンフリート契約」となります。

「所有・使用するお車」とは

ご契約者が所有し、かつ、自ら使用しているお車をいいます。次のご契約者が自ら使用するお車も含まれます。

- ① ご契約者がリース業者から1年以上を期間として有償で借り入れたお車(いわゆるリースカー)
- ② ご契約者が所有権留保条項付売買契約により購入されたお車
- ③ ご契約者が国または地方公共団体から賃借契約(賃借期間問わず)により借り入れたお車

※ 「所有・使用するお車」の確認のため、自動車検査証等(写)の資料のご提出をお願いしています。



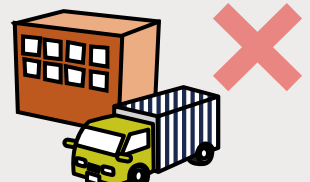
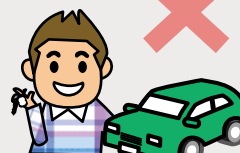
ご契約者が使用するお車であっても、会社の経営者・従業員など、ご契約者以外の方が所有するお車は、「所有・使用するお車」にあらず、フリート契約に含めることはできません。

- ① 会社の経営者の個人名義のお車
 - ② 会社の従業員の個人名義のお車
 - ③ 関連会社の持ち込みのお車
- など

社長の個人名義



従業員の個人名義

関連会社の持ち込み



フリート契約とノンフリート契約との違い

フリート契約とノンフリート契約は、それぞれに適用される共済掛金決定の仕組みが異なります。

契約	フリート契約		ノンフリート契約
総契約台数	10台以上		9台以下
基本共済掛金率	フリート契約の共済掛金率		ノンフリート契約の共済掛金率
契約方式	包括方式(A方式)	個別方式(B方式)	個別方式
割引・割増率の適用単位	ご契約者単位 	お車1台単位 	
割引・割増率決定の要件	① 総契約台数 ② 損害率 (共済金と共済掛金の割合) ③ 前年のフリート割引・割増率	① 前契約の共済期間 ② ノンフリート等級別割引・割増率と事故有係数適用期間 ③ 事故件数および事故内容	

自動車共済のフリート契約の特徴

① フリート契約は「包括方式(A方式)」と「個別方式(B方式)」のいずれかを選択できます。

すべてのお車にフリート割引・割増率を適用する「包括方式(A方式)」とお車1台ごとにノンフリート等級別割引・割増率を適用する「個別方式(B方式)」の2つの契約方式があります。



② 無事故の割引率がノンフリート契約よりも有利です。

フリート契約「包括方式(A方式)」の割引率は、ご契約の総契約台数に応じて最大70%^{*1}まで適用されます。また、損害率(共済金と共済掛金の割合)に応じて、1年間で最大30%まで割引率が進行します。^{*2}

^{*1} 総契約台数が300台以上の場合の最大割引率は75%です。
^{*2} 総契約台数に応じて最大割引率と進行幅が異なります。

③ 新たに取得されたお車にも割引・割増率が適用されます。

フリート契約者となってから所定の期間を経過した後は、新たに取得されたお車にも割引・割増率が適用されます。

- 包括方式(A方式) … フリート割引・割増率
- 個別方式(B方式) … フリート新規契約等級に応じた割引・割増率

④ 10%のフリート多数割引が適用されます。

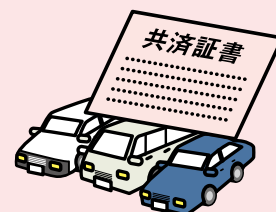
フリート割引・割増率またはノンフリート等級別割引・割増率に加え、10%のフリート多数割引が適用されます。



⑤ 全車両一括特約をセットできます。

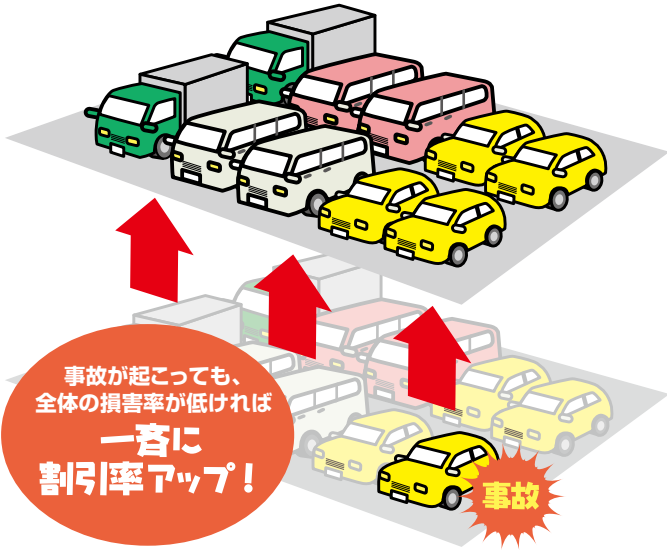
1共済証書でまとめてご契約いただける全車両一括特約をセットすることができます。

^{*} 詳細はP.5をご参照ください。



包括方式 (A方式)

すべての車両を1つにまとめて、成績計算期間中の割引・割増率および、総契約台数、損害率に基づき決定した割引・割増率をご契約者のすべてのお車(増車を含みます。)に適用します。



■ 損害率が低ければ、
全体の共済掛金は安くなります。

■ 割引率は最大30%までアップ!

□ 1度の大きな事故で全体の共済掛金が高くなってしまうことがあります。

共済契約に適用される
割引・割増率

フリート割引・割増率

◎割引：上限 70%*

◎割増：上限 200%

増車の共済契約に適用される
割引・割増率

※ 総契約台数300台以上の場合は75%

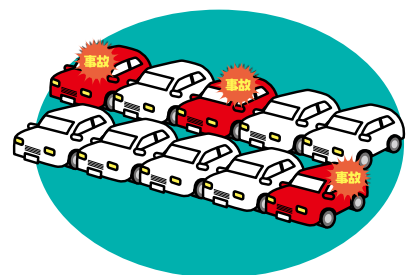
その他の割引・割増率

フリート多数割引

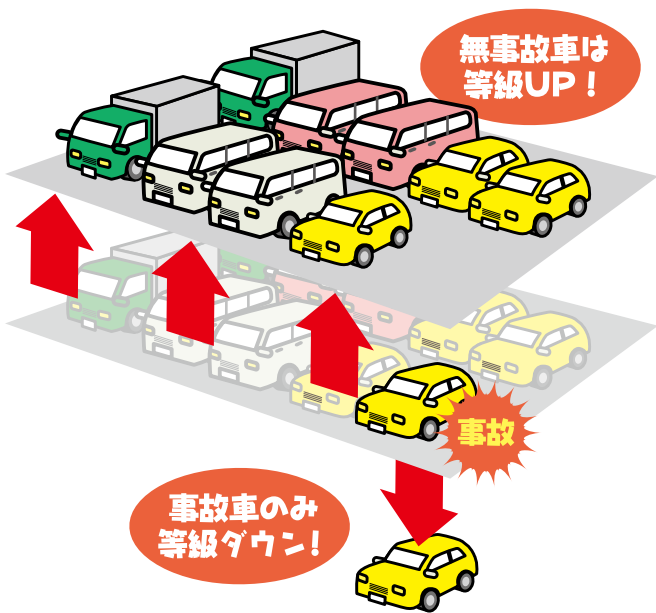
割引率 **10%**

フリート割引・割増率

- ご契約いただいたすべてのお車を1つにまとめ、全体の損害率で割引・割増の率を決定します。そのため、成績計算期間中に複数の少額物損事故が発生しても次年度への影響が少なくすむ場合と、1回の事故でも高額な治療費や後遺障害を伴う人身事故の発生によって大きく影響する場合があります。また、共済金の予定額が大きく変動した場合は、次年度以後の割引・割増率にも影響する場合があります。
- 総契約台数に応じて「フリート割引・割増率」が最大70%(総契約台数300台以上の場合は75%)まで適用されます。次年度契約に適用するフリート割引・割増率は、総契約台数や損害率に応じて、1%刻みで決定します。(1年間で最大30%まで割引の率が進行します。)



ノンフリート契約と同様に、お車1台ごとにノンフリート等級別割引・割増率を適用します。



- 等級ダウン(共済掛金アップ)は事故にあったお車だけ
- 無事故のお車の等級には影響せず、全体の共済掛金は安定的です。
- 包括方式(A方式)と比較して、割引率の上限がやや低く、割引率の進行も緩やかです。

<p>共済契約に適用される割引・割増率</p>	<p>ノンフリート等級別割引・割増率[※] 1等級(割増64%)～20等級(割引63%) <small>※ 事故にあったお車については事故有係数の対象となります。詳細につきましては、共済代理所におたずねください。</small></p>
<p>増車の共済契約に適用される割引・割増率</p>	<p>フリート新規契約等級に基づく割引・割増率 <small>※ 前契約のないお車の共済契約に限ります。</small></p>

<p>その他の割引・割増率</p>	<p>フリート多数割引 割引率 10%</p>
-------------------	------------------------------------

フリート新規契約等級

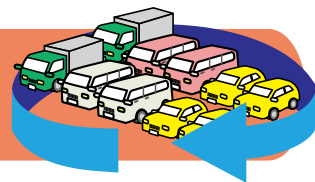
- 成績計算期間末において、すべての共済契約に適用されたノンフリート等級別割引・割増率の合計値を総契約台数で除し、組合所定の読替等級表により読み替えて「フリート新規契約等級」を決定します。

※ フリート新規契約等級の事故有係数適用期間は「0年」として取り扱います。(事故有係数は適用されません。) 詳細につきましては、共済代理所におたずねください。

**A・B
共通**

- 臨時費用特約、弁護士費用特約、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約、およびロードアシスタンス代車費用特約の共済掛金には、割引・割増率が適用されません。
- 「個別方式(B方式)」をお申し込みのあと「包括方式(A方式)」へ変更できますが、包括方式から個別方式への変更はできません。

全車両一括特約



ご契約者が所有・使用する10台以上のすべてのお車を1共済証書で一括してご契約いただける特約です。

① 1つの共済証書で、すべてのお車の契約ができる方式です!

すべてのお車の共済期間が統一されますので、ご契約の手続きもれの心配もなく契約手続きを一括して行えます。ご契約内容の把握やお車の管理も容易になります。

② 割増なしで分割払いができます!

共済掛金総額に関係なく、割増なしで12回以内の分割払いができます。

※「初回共済掛金の口座振替翌月払特約」をご契約いただく場合は11回が限度となります。

③ 増車(中途取得自動車)の際も、自動的に補償がスタートします!

共済期間の途中で新たに取得されたお車も、ご契約の際に定めた共済金額などのご契約条件で、ご契約者の管理下に入った時点から自動的に補償が開始されます。

④ 有利な「日割計算」となります!

増車などによる追加共済掛金のお払込み、減車などによる共済掛金の返還のいずれも、日数に見合った日割計算となりますので、月割計算に比べてお得です。

(全台数を解約される場合は「月割計算」となります。)

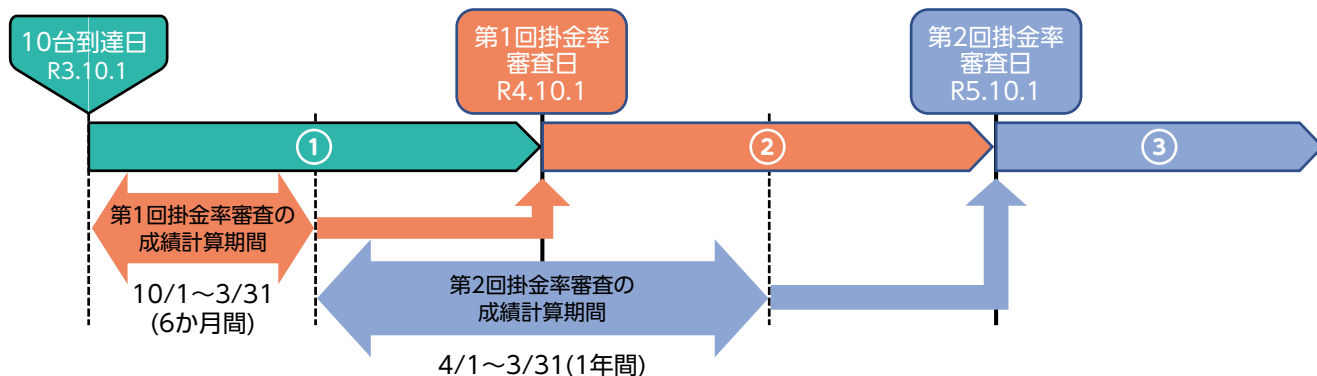
※ 全車両一括特約がセットされていない場合は、追加・返還共済掛金の計算は「月割計算」となります。

⑤ 組合へのご通知・掛金のお払込みは、まとめて月1回でOKです!

増車や車両入替があった場合、当組合へのご通知や共済掛金のお払込みは、1か月分をまとめて行っていただきます。したがって、その都度、手続きを行う必要がありません。

※ あらかじめご契約時に、通知日(共済期間中の増車や車両入替をご通知いただく日)と精算日(共済掛金をお払込みいただく日)を毎月一定日に設定していただきます。

〈例〉10台到達日に全車両一括特約をセットしてご契約する場合



※ 10台到達日に全車両一括特約をセットしない場合は、第1回掛金率審査の成績計算期間が1年間となります。

ご契約タイプ	適用する割引・割増率	
包括方式(A方式)	①期間	お車1台ごとにノンフリート等級と事故有係数適用期間に応じた割引・割増率が適用されます。
	②期間	第1回掛金率審査の成績計算期間の成績により決定したフリート割引・割増率が適用されます。
	③期間	第2回掛金率審査の成績計算期間の成績により決定したフリート割引・割増率が適用されます。
個別方式(B方式)	成績計算期間に係らず、ご契約ごとに共済期間中の事故の有無および事故の内容に応じて、ノンフリート等級別割引・割増率を適用します。 ※ ②・③期間において前契約がないお車の新契約に対しては、「フリート新規契約等級」を適用します。	

フリート契約のQ&A

Q1 「所有・使用するお車」が10台になったら、現在契約しているすべての契約をすぐにフリート契約へ変更しなければいけないのですか？

A1 [全車両一括特約をセットされる場合]
現在契約しているすべてのご契約を一旦解約し、改めてフリート契約としてご契約いただきます。

[全車両一括特約をセットされない場合]
現在のご契約(ノンフリート契約)は、共済期間の末日まで、そのまま継続していただけます。
10台到達日以後は、ご契約の更新時からフリート契約としてご契約いただきます。

Q2 繁忙期のみ使用する車両を、1年未満の短期契約で契約します。
この契約も「総契約台数」に含まれますか？

A2 「総契約台数」とは、共済期間が1年の共済契約を締結した「所有・使用するお車」の合計台数をいいます。
短期契約を締結しているお車は、原則として「総契約台数」に含まれません。
ただし、次回掛金率審査日を満期とする短期契約などは「総契約台数」に含まれます。

Q3 フリート契約の総契約台数が9台以下となった場合は、どうなりますか？

A3 「第1回掛金率審査日」または「次回掛金率審査日」以後は、ノンフリート契約として取り扱います。
フリートA方式の場合は、既に決定されているフリート割引・割増率を組合所定の読替等級表により読み替えたノンフリート等級別割引・割増率を適用します。(事故有係数適用期間は「0年」として取り扱います。)

安心の全国ネットワーク

ご契約のお車の事故、故障またはトラブルがどこで起こっても、自動車共済の全国ネットワーク(全国5組合)がサポートします。

また、全国自動車共済協同組合連合会による再共済制度も充実、共済金のお支払いも万全です。

全国自動車共済協同組合連合会

北海道自動車共済協同組合

東北自動車共済協同組合

関東自動車共済協同組合

中部自動車共済協同組合

西日本自動車共済協同組合

事故やトラブルが
日本全国
どこで起こっても
受付します！



ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡ください。当組合提携のロードサービス業者がレッカーけん引や30分程度の応急処置などを行います。「自動車共済ロードサービス」はロードアシスタンス特約によりご利用いただけます。 ※ 提携業者:株式会社プライムアシスタンス

レッカーけん引*

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から、ご利用者(ご契約者)の指定する修理工場までレッカーけん引を行います。

※ 積載車(キャリアカー)による搬送、けん引専用ロープでのけん引等を含みます。



応急処置

(30分程度で対応可能な応急処置 主な例)

走行不能となった場所で30分程度で対応可能な応急処置を行います。

バッテリージャンピング(共済期間中3回まで)／キー閉じ込み開錠(セキュリティー装置付車両など、対象外となる場合があります。)／スペアタイヤ交換(車載の簡易修理キットでの応急処置)／脱輪・落輪の路面への引上げ／冷却水補充／など



燃料切れ時の給油サービス

ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できなくなった場合に、共済期間中1回に限り最大10%まで無料で提供します。

● 電気自動車などの場合は充電、または燃料補給ができる場所までレッカーけん引を行います。(30km限度) その場合、充電代等ご利用者のご負担となります。



① 事前に自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービス対象外となることがあります。

運搬費用、応急処置費用合計で1事故につき15万円限度

- ロードアシスタンス超過費用特約をセットした場合は、合わせて1事故100万円限度となります。
- 次の場合はご利用者のご負担となります。
30分程度で対応できない場合の超過作業、バッテリー充電代・部品代、消耗品(オイル・冷却水など)代、鍵作成費用、季節用タイヤとの交換費用、チェーンの脱着作業、パンク修理、ご利用者都合による車両搬送時の有料道路通行料 など

オプション ロードアシスタンス超過費用特約

大型自動車等

ご契約の大型自動車等(所定の用途車種に限り、)のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となったことにより発生する運搬費用および応急処置費用に対し、ロードアシスタンス特約の共済金と合わせて100万円を限度にお支払いする特約です。

● 本特約をセットした場合の上記「燃料切れ時の給油サービス」は、共済期間中1回に限り最大20%までが無料となります。

① ご利用にあたっては現場での作業や対象とならない場合など一定の条件がございます。詳しくは共済代理所におたずねください。

24時間365日受付、全国どこからでもご利用いただけます。

事故受付

専用ダイヤル **0120-242-365**

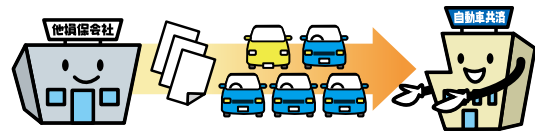
自動車共済ロードサービス

専用デスク **0120-80-6324**

お見積り・ご契約に際して

既にフリート契約として他社(他の共済組合または保険会社)で締結されているご契約をお見積りする場合は、次の書類が必要となります。

- 他社の料率決定通知書(写)
- 他社の保険証券(写)
- 自動車検査証等(写)



※ ご契約者名、記名被共済者名、共済期間、料率審査日および料率審査日より適用する割引・割増率が確認できる資料に限ります。

西日本自動車共済協同組合

本部：福岡市博多区東比恵2-15-25
TEL：092-441-5901(代表) FAX：092-441-5907
お客さま相談室：092-235-3355 受付 午前9時～午後5時
(土日祝祭日及び12/29～1/3を除く)
ホームページ：https://nishijikyoo.com/

- このリーフレットは自動車共済の「フリート契約」の概要を記載したものです。ご契約にあたっては「重要事項説明書*」を必ずお読みください。詳しい内容については「ご契約のしおり*」をご覧ください。(※ 当組合HPにも記載しています。)ご不明な点は、右記の共済代理所におたずねください。
- 共済代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、共済代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。

■ お問い合わせは(共済代理所)